

土浦市監査委員告示第21号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和7年3月26日付け土浦市監査委員告示第7号で公表した令和6年度定期監査結果報告書に基づき、土浦市長から措置を講じた旨通知があったので、別添のとおり告示する。

令和7年10月9日

土浦市監査委員 市 原 和 弘
土浦市監査委員 小 坂 博





土農発第253号
令和7年9月30日

土浦市監査委員 市原 和弘 殿
土浦市監査委員 小坂 博 殿

土浦市長 安藤 真理子
(担当課：産業経済部農林水産課)



令和6年度実施の定期監査の結果に基づく措置状況について（通知）

定期監査の結果に基づき下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

監査の結果 (指摘事項)	自動車検査証の有効期限が切れた公用車を公務に使用していた。
講じた措置の内容	1 本件の概要 (1)車検切れで使用した期間 令和6年5月9日から令和6年9月25日(140日間) (2)車両の使用状況 運行日数37日、運行回数39回 運行実人数6名、 運行距離1,376km 2 発生の原因及び発見の経緯 管財課からの車検満了日の文書通知受理後、農林水産課にて受検手続きを失念しました。 令和6年9月25日に業務使用の際に車検証を確認したところ、車検切れであることを確認しました。上記期間中の運行における事故はありません。 3 事実判明後の対応 判明後直ちに当該車両の運行を中止し、土浦警察署へ届け出ました。また、市で所有する全ての車両の車検期間を改めて調査し、違反車両のないことを確認済です。 4 再発防止策 管財課にて、車検満了日の文書通知と併せ、庁内ネットワークでの周知や所管課長への通知を行うとともに、管財課への車検予約日の報告を義務付けました。 また、車両の運転日誌に車検有効期間を示し、意識改善を行いました。